

第1章

立地適正化計画の概要

本章では、立地適正化計画の策定の背景や目的を整理し、本計画の計画期間、計画で定める内容について整理します。

1. 策定の背景及び目的

(1) 策定の背景

日本の都市が近年の急速な社会情勢の変化に十分対応できていない状況に鑑み、都市の再生の推進に関する基本方針を定めた都市再生特別措置法が2014年(平成26年)に制定されました。この過程で、都市における今後のまちづくりにおいては、持続可能な都市経営を可能とするため「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方で進めることが示され、立地適正化計画はこれを実現するための計画（市町村マスタープランの高度化版）として位置づけられました。

(2) 守谷市における立地適正化計画策定の意義

本市は東京都心から約40km圏内にあり、茨城県と千葉県の県境に位置しており、1970年代から東京方面への通勤者のベッドタウンとして計画的な宅地開発が行われてきました。その後もつくばエクスプレス開業を受けた開発が続き、人口増加が当面続くことが見込まれる都市となっています。

しかしながら、本市もいずれ人口が減少に転じることが予測され、市街地のあり方もこれまでのような拡大基調ではなく、都市の持続的成長につながるような開発と、これまで整備されてきた市街地の都市基盤をいかに効率的に維持・再生していくかが問われる局面にあります。

こうした状況を受け、人口減少期にあっても持続的で安定的な都市経営を可能とするため「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基本的な考え方とし、これを実現するための計画として、「守谷市立地適正化計画」を策定することとなりました。

SDGs※を
達成するために



※SDGsについては資料編をご覧ください。

（3）策定の目的

立地適正化計画を策定するに当たっては、市民がより暮らしやすい環境を整えるために市街化区域内に、居住誘導区域（居住を誘導し人口密度を維持するエリア）と都市機能誘導区域（拠点に都市機能を誘導する区域）を指定します。また、これにより、都市整備を優先的に行うエリアを明確に示し、市中心部への都市機能の誘導につながる事業や、居住を誘導する地区の住環境の維持改善に資する事業への各種支援措置を受けることが可能となります。

守谷市においては、これまで大規模開発に合わせて市街地を順次拡大してきた経緯からコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが進められてきた面はあるものの、当面続く人口増加に対応して市の中心部である守谷駅周辺への都市機能集約を図り都市の魅力を高めること、人口減少が始まりつつある住宅団地における生活環境の維持に資する事業を展開していくことを目的として、本計画を2020年（令和2年）3月に策定しました。

近年、都市の再生の推進に関する基本方針を定めた都市再生特別措置法の一部が改正され、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るため居住誘導区域からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては必要な防災・減災対策に取り組むための防災指針の策定を位置付けました。

上記改正に伴い、本計画に関連する事業の進捗を踏まえたうえで立地適正化計画を改定するものです。

2. 計画の記載事項

人口減少及び高齢化が進む社会情勢にあって、将来の持続可能なまちづくりを実現するため、立地適正化計画は都市計画マスターplan（市町村マスターplan）の一部として、都市全体における都市機能や居住の配置、これを支える公共交通の充実を目指す包括的マスターplanとして位置づけられます。

これまでのまちづくりにおいては、土地利用規制や建築形態規制などにより都市を長期的な視点で量的にコントロールしてきましたが、立地適正化計画ではこれまでの手法を一步進め、市民や事業者の活動の活性化を促し、量だけでなく質にこだわって都市のマネジメントに取り組んでいくことが重要になります。

本計画では、計画の目的を達成するため、まちづくりの基本方針を定め、これに基づき居住誘導区域及び都市機能誘導区域を指定し、それぞれの誘導区域ごとに誘導施策を検討・策定し、計画の達成状況を定期的に評価し、適宜見直しを行うことにより実効性の高い施策を展開していきます。

守谷市立地適正化計画

1. 立地適正化計画の概要	5. 都市機能誘導区域
<ul style="list-style-type: none">策定の背景及び目的計画の記載事項目標年次対象区域計画の位置づけ上位関連計画	<ul style="list-style-type: none">都市機能誘導区域の設定方針都市機能誘導区域の設定箇所誘導施設の設定方針誘導施設の設定内容誘導施設に係る届出制度
2. 守谷市の現状と課題	6. 誘導施策
<ul style="list-style-type: none">守谷市の現状と将来見通し本計画において重視すべき課題	<ul style="list-style-type: none">誘導施策の設定方針誘導施策の設定内容
3. まちづくりの基本方針	7. 防災指針
<ul style="list-style-type: none">立地適正化計画の基本方針拠点の設定方針公共交通ネットワークの方針	<ul style="list-style-type: none">災害リスク分析と課題の抽出防災まちづくりの取組方針具体的な取組とスケジュール目標値
4. 居住誘導区域	8. 計画評価と進行管理
<ul style="list-style-type: none">居住誘導区域の設定方針居住誘導区域の設定箇所居住誘導区域に係る届出制度	<ul style="list-style-type: none">目標値の設定進行管理
	資料編

3. 目標年次

守谷市都市計画マスタープランでは最新の国勢調査年次 2015 年度（平成 27 年度）を基準年次とし、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しています。立地適正化計画についても同様とし、2035 年度（令和 17 年度）を目標年次とします。

また、本計画はおおむね 5 年ごとに設定した各評価指標の定量的な分析、施策の進捗や達成度による検証・評価を行うとともに、上位計画である総合計画や都市計画マスタープランの改定等の際は、整合性を保ちながら必要に応じて見直しや変更を行うものとします。

基準年次：2015 年度（平成 27 年度）
目標年次：2035 年度（令和 17 年度）

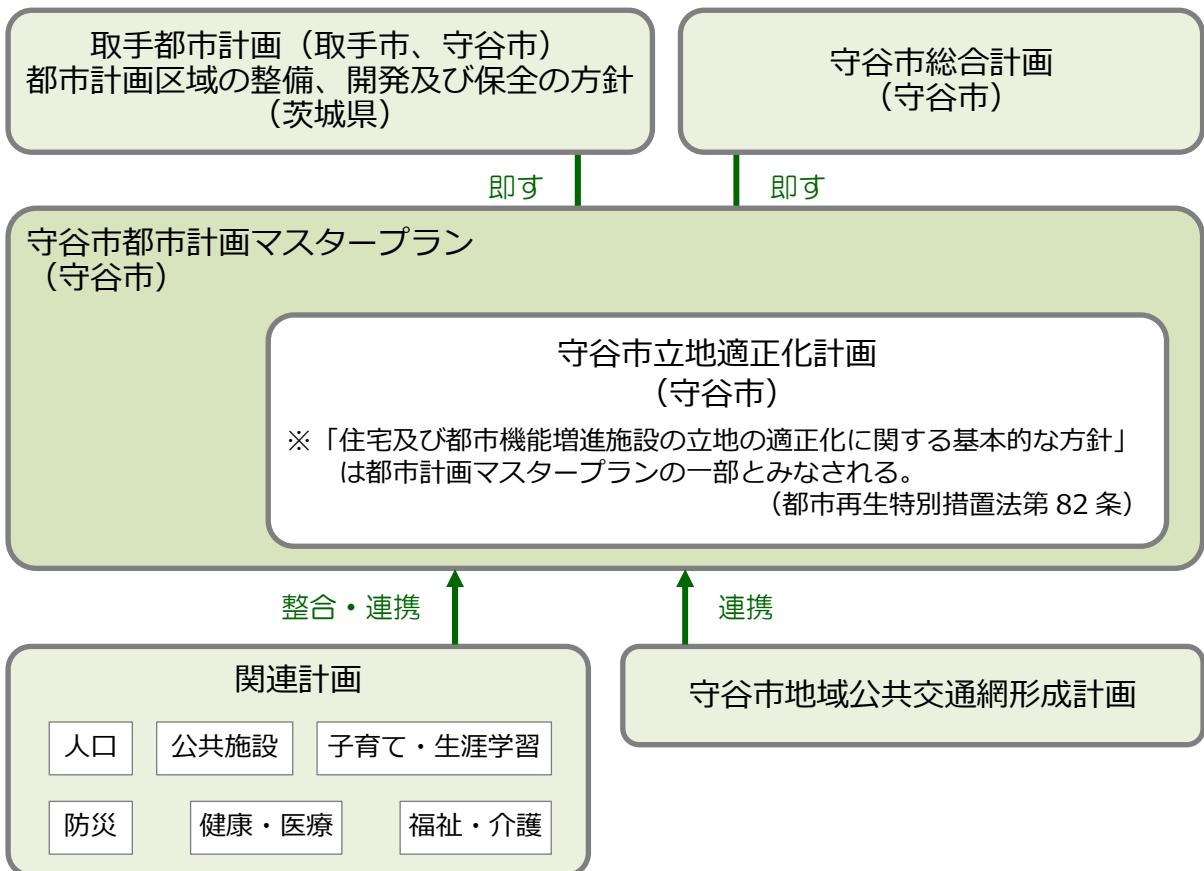
4. 対象区域

本計画は、取手都市計画区域の守谷市域の範囲（3,571ha）を対象区域とします。

5. 計画の位置づけ

本計画は都市全体を見渡して、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通網の充実など、多岐にわたるテーマを扱う包括的な計画です。関連する計画との整合性を図りながら策定します。

■本計画の位置づけ



6. 上位関連計画

(1) 上位計画

① 第三次守谷市総合計画 (2022年(令和4年)3月)

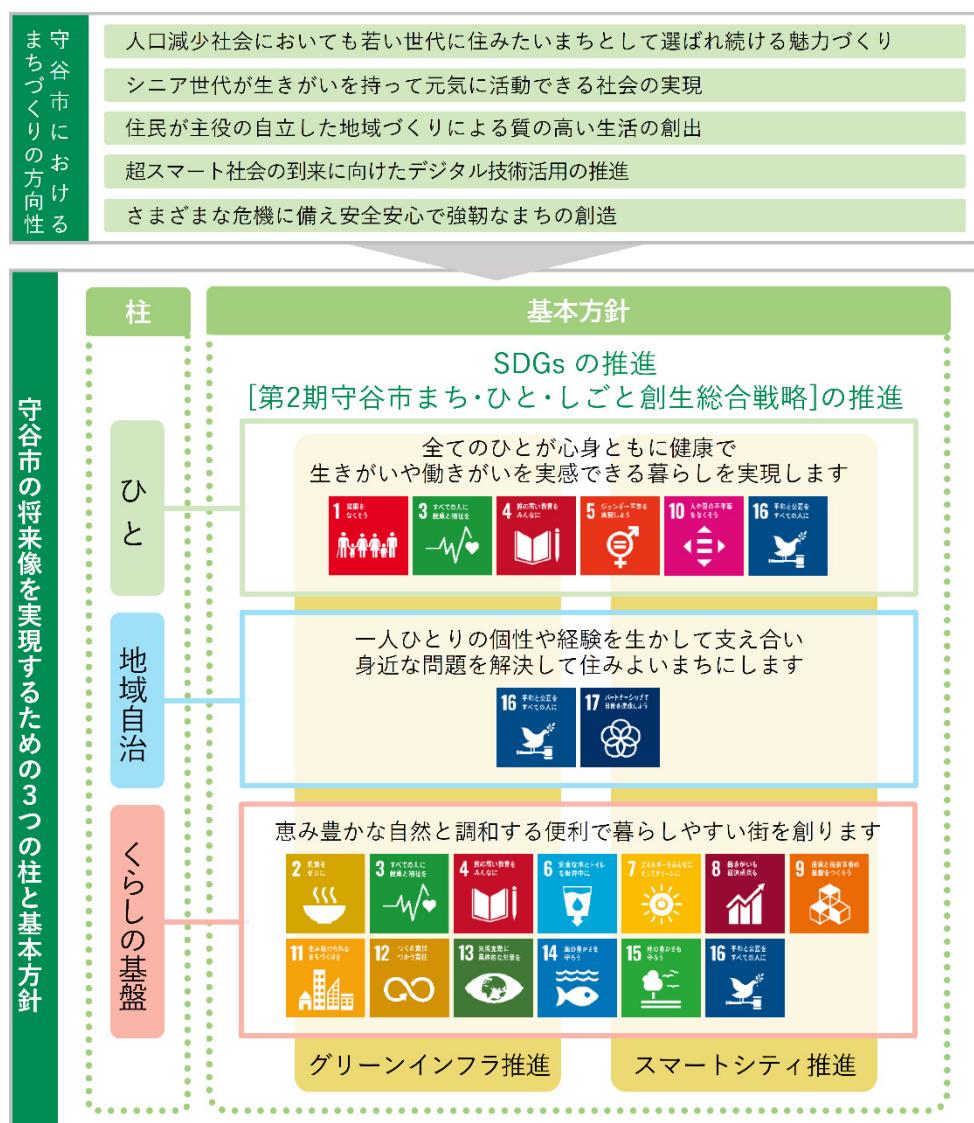
■計画期間

基本構想：2022年度（令和4年度）から
2031年度（令和13年度）（10年間）

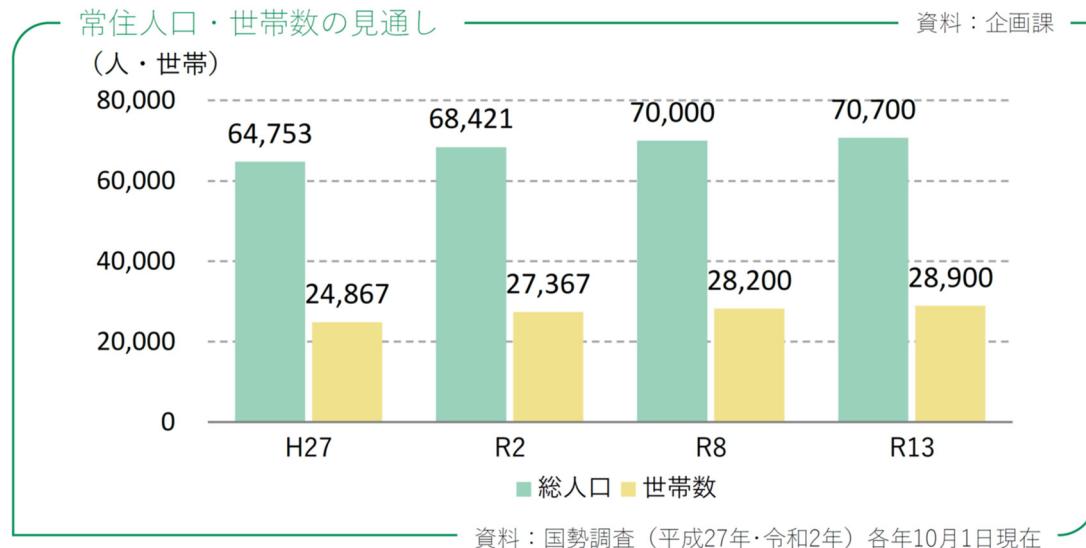
■基本目標

将来都市像

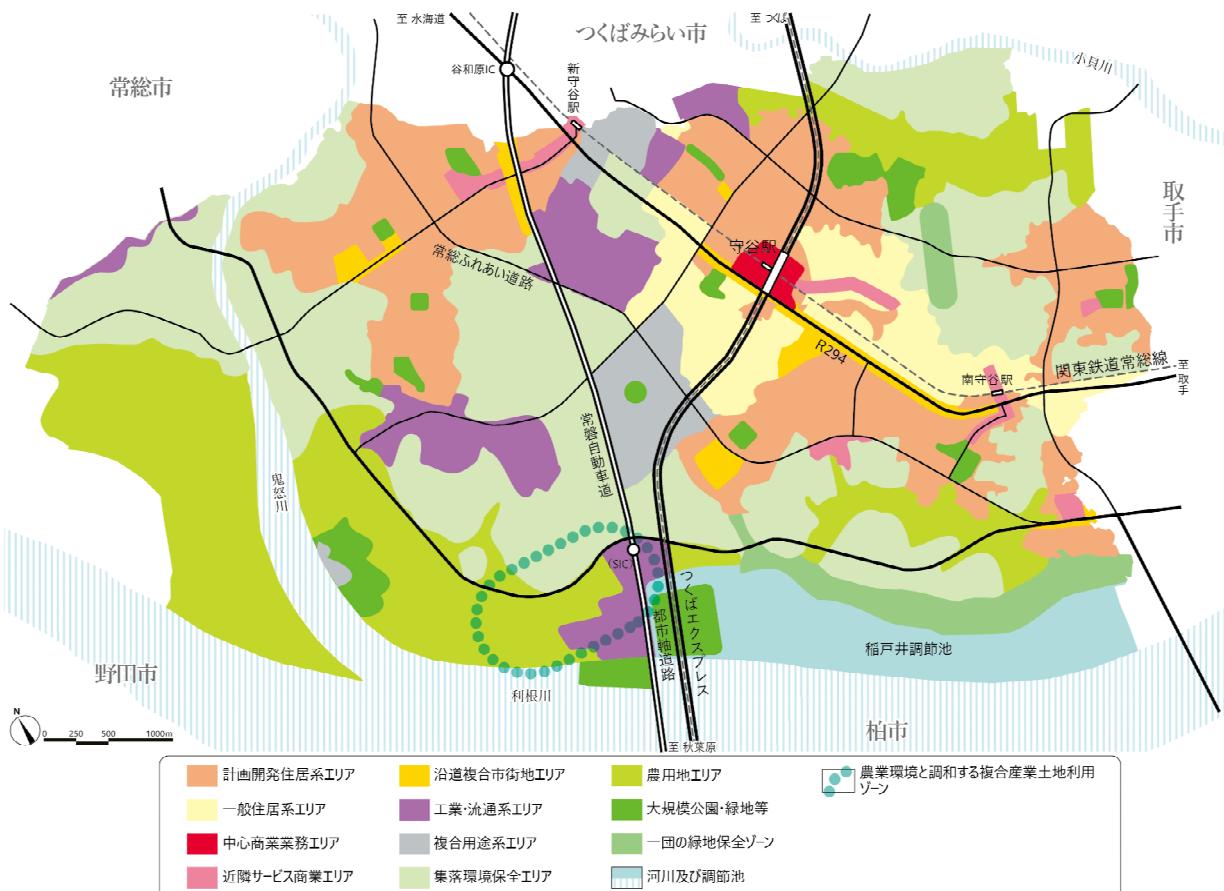
水と緑のパワースポット もりや
～持続・創造・進化するまち～



■人口見通し（人口総数、世帯数、世帯人員）



■土地利用構想図



資料：第三次守谷市総合計画（2022年）

② 取手都市計画（取手市、守谷市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (2021年(令和3年)9月)

■都市計画区域の名称及び範囲

名称：取手都市計画区域

範囲：取手市及び守谷市の全域

■都市づくりの基本理念

常磐線メトロフロントゾーンとして、東京圏との近接性をいかし、鉄道や高速道路によるネットワークの強化を図りながら、自然と都市が調和した魅力的な生活環境の形成を目指す。

TXつくばスタイルゾーンとして、ロボットやナノテクなどを中心とした世界最先端の研究開発拠点から新事業・新産業を創出するとともに、科学技術が日常生活に溶け込んだ快適な都市空間の形成を目指す。

福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。

東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靭な都市を目指す。

■地域ごとの市街地像

守谷市街地地域

守谷駅周辺においては、持続可能で活力のある低炭素型都市づくりを目指し、つくばエクスプレス沿線の商業・業務機能の集積を進めるとともに、駅に隣接する地域において引き続き良好な居住機能の集積を図り、にぎわいと活力のある都市拠点の形成を図る。

また、既存の住宅地においては、道路や公園など都市施設の整備を進めるとともに、市街地やその周辺に残された緑地などの自然環境と調和した潤いのある住宅地の形成を図る。

北守谷市街地地域

主に土地区画整理事業によって形成された本地域においては、良好な居住環境の維持・向上を図るとともに、活力のある産業拠点の形成を図る。新守谷駅周辺は、常総線新守谷駅や常磐自動車道谷和原インターチェンジとの交通ネットワークをいかし、商業・業務施設や公共施設の集積を高め、にぎわいと魅力のある都市拠点の形成を図る。

また、既に大規模な工場が立地している緑地区と立沢地区においては、今後とも良好な生産環境の維持・向上を図る。

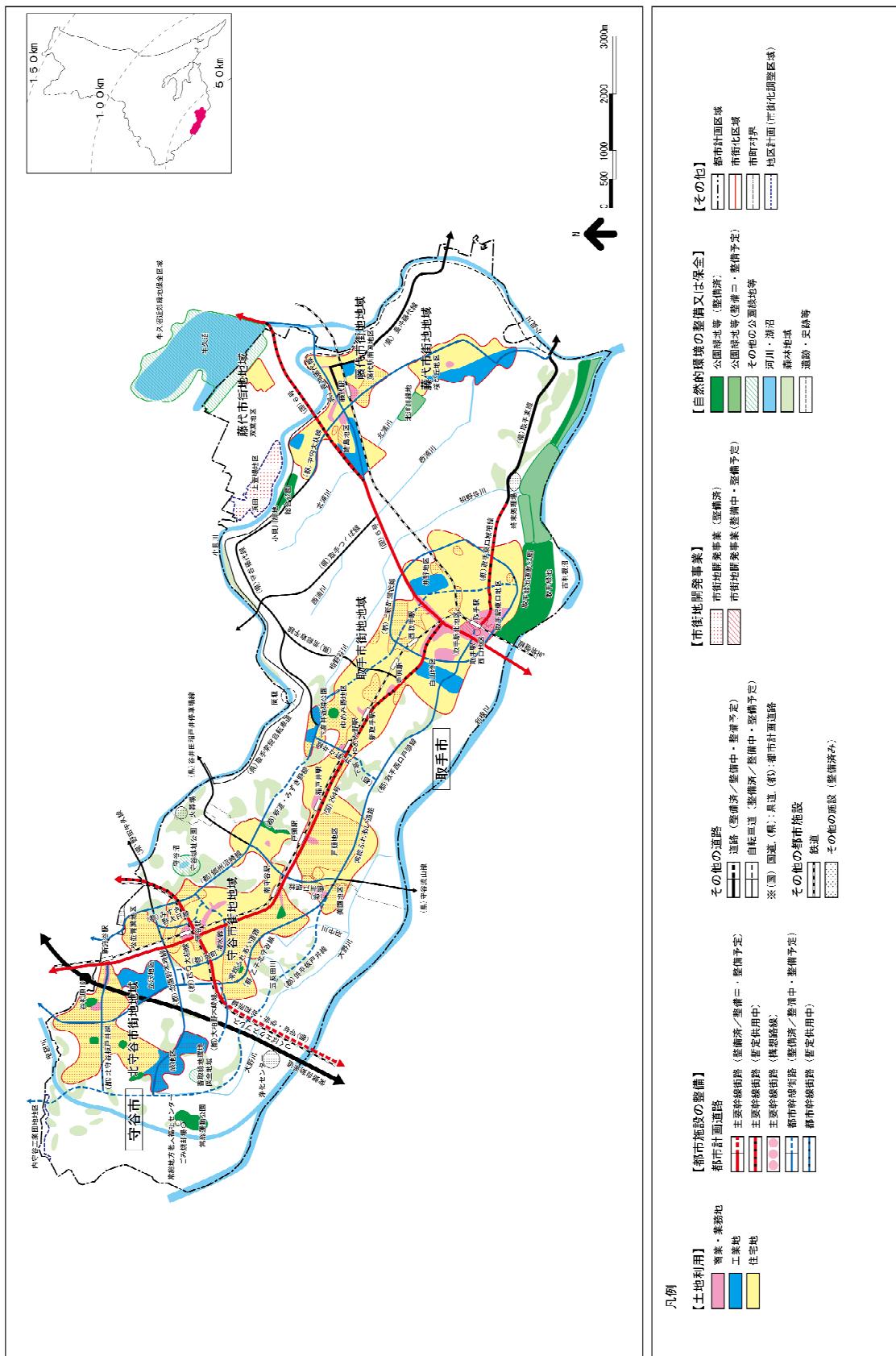
■区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

本都市計画に区域区分を定めるものとする。

〔人口・市街地面積〕

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		171.3千人	おおむね167.7千人
市街化区域内人口		143.3千人	おおむね143.3千人
市街化区域面積		2,794ha	おおむね2,794ha

取手都市計画区域マスターPLAN 附図



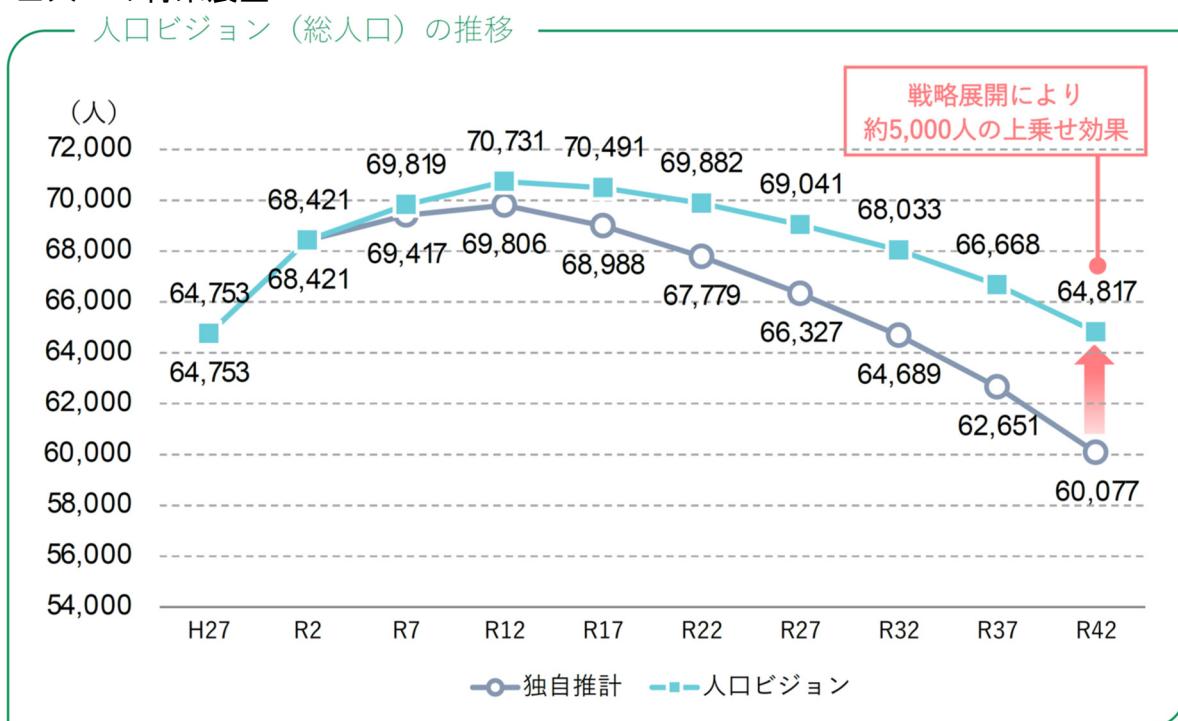
(2) 関連計画

① 守谷市人口ビジョン (2022年(令和4年)3月)

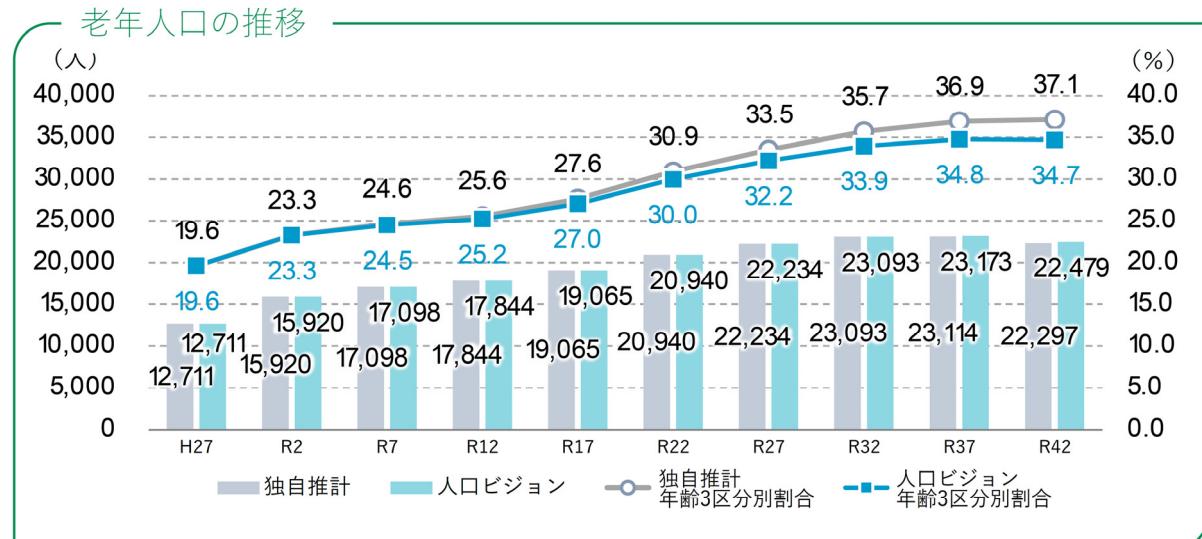
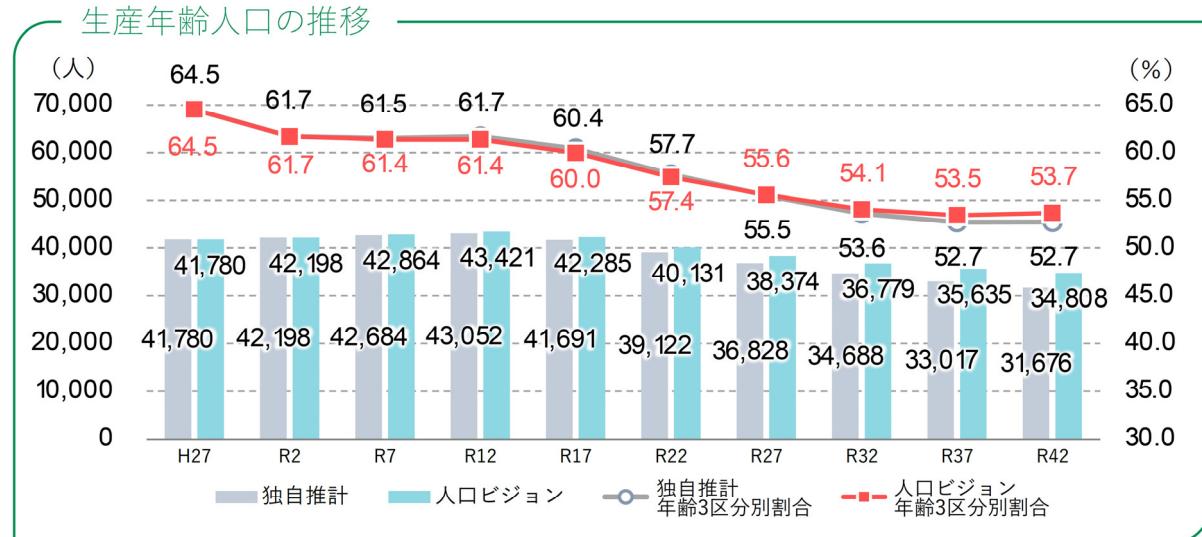
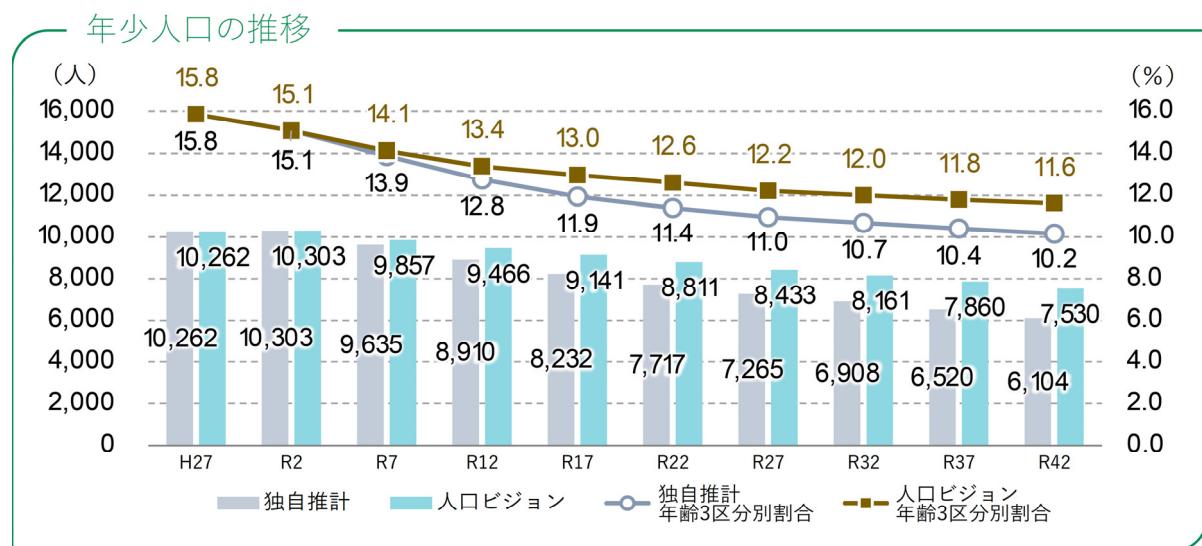
■ 人口ビジョン

令和42年に65,000人程度の人口を維持する

■ 人口の将来展望



※独自推計：国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を踏まえ、令和2年の国勢調査実績等を反映した本市独自の将来人口推計



② 第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2022年（令和4年）3月）

■ 基本的な考え方

第1期の方針を踏襲しつつ、国の第2期総合戦略に掲げられた基本目標に対応する形で4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

■ 対象期間

本戦略の対象期間は、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）の5年間とします。

人口ビジョン

戦略分野

展開施策

